

第2回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時 : 平成24年2月15日(水) 16時30分開会
場 所 : S T V北二条ビル 6階 1～3号会議室

1. 開 会

○委員長 定刻よりちょっと前ですけれども、既に全員がそろっておりますので、ただいまから第2回目の札幌市子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局の方から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 皆様、お疲れさまでございます。子どもの権利推進課長の野島でございます。

初めに、きょうの会議の資料の確認をさせていただきたいと思います。

今日は、資料1から資料5までを用意させていただきまして、事前に皆様方の方に送付させていただいていると思いますが、もし欠けている部分がありましたら、お申し出いただきたいと思います。

また、資料1から資料5以外に、参考資料1から参考資料4までをお手元に配付させていただきました。この参考資料1につきましては、子どもの権利推進計画を策定するに当たって実施した意識調査のあらましを改めて整理させていただいたところでございまして、この参考資料は、1期目の委員の検討の途中でもお配りさせていただきましたが、今回、2期目の皆様にも改めて配付させていただいたところでございます。

参考資料2につきましては、川崎市子どもの権利委員会の答申書の一部を抜粋してお配りさせていただきました。川崎市は、平成13年度に子どもの権利に関する条例を施行いたしまして、既に子どもの権利委員会も4期目となっております。今回お配りさせていただいた参考資料2に記載しているものは、平成18年10月に委員会から川崎市に答申されたものを一部抜粋させていただきました。今回の2期目の委員会の審議の参考になればということで配付させていただいたところでございます。

資料3につきましては、札幌市子ども未来局事業概要ということで、今回、事務局が所管しております子ども未来局子ども育成部の事業概要を抜粋してお配りさせていただきましたので、ご参考にしていただければと思います。

最後に、参考資料4でございますが、さっぽろ子ども未来プラン後期計画の改定についてということで、さっぽろ子ども未来プラン後期計画は平成22年度から実施しているものでございますけれども、札幌市が第3次札幌新まちづくり計画という新たな計画をつくりまして、新たな項目を取り入れる形で改定しているものでございます。そういった内容で、今回の議論に関する部分を集約しまして、参考資料4ということでお配りさせていただきました。こちらについては、後ほど簡単にご報告させていただきます。

資料の確認は以上でございますけれども、もし漏れているものがありましたら連絡をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

2. 議 事

○委員長 それでは、これより議事を進めてまいります。

前回の会議におきまして、第2期の委員会で話し合うテーマとして、「子どもを受け止め育む環境づくり」ということを確認しましたがけれども、今回はまず、札幌市の方から諮問を受けたいと思います。

では、事務局の方からお願いいたします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、私どもの方から諮問書をお渡ししたいと思います。

○大谷内子ども未来局長 子ども未来局長でございます。

札幌市長上田文雄の諮問書を代読させていただきます。

「札幌市子どもの権利委員会委員長様。

札幌市長上田文雄。

代読。

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第47条第2項の規定に基づき、下記について諮問いたします。

記

1 諮問事項

札幌市における『子どもを受け止め育む環境づくり』について

2 諮問理由

近年の少子高齢化や情報化、経済のグローバル化の進展といった社会環境の急激な変化は、市民の価値観の多様化を進める一方で、人間関係や地域住民のつながりの希薄化を進め、以前と比べて、家庭や地域の教育力が低下するなど、子どもたちの成長・発達に大きな影響を与えています。

このような中、依然としていじめや不登校、児童虐待など、深刻な状況におかれた子どもが少なくない状況にあり、子どもが自分らしく豊かに成長・発達していくためには、家庭・学校・地域など子どもが関わるあらゆる場所において、子どもが安心して意見を言えたり、多くの体験活動を通して、人間関係をつくりあえる環境を整える必要があります。

このことから、これまでの施策の進捗状況を検証しながら、札幌市における子どもを受け止め育む環境づくりの進め方について御審議いただきたく、標記についてお諮りするものです。

平成24年2月15日。」

以上、諮問いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔諮問書の手交〕

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、札幌市の方から諮問書を受け取りました。今後、この委員会におきまして議論を重ね、まずは中間報告をまとめ、その後、さらに答申をまとめていく、こういう手順で進めていきたいと思っています。

皆様のお手元にも諮問書の写しが行っているかと思しますので、しっかりごらんになったかと思します。

前回の委員会におきましては、今期委員会で話し合いを行う大きなテーマについては確認しているところでありますけれども、本日は、まず、今後どのような方法で検証を進めていくのか、また、それぞれの視点についてどのような施策について検証を行うのか、前回のおさらいも含めて確認をしていきたいと思します。そして、その後、本日は、できれば内容の審議に入っていきたいと思しますので、まずは、進め方についてしっかりと確認をしておきたいと思します。

それでは、事務局の方で用意した資料がありますので、それについて説明をお願いいたします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、私から説明をさせていただきます。

資料3、資料4、資料5につきまして一括して説明をさせていただきます。

まず、資料3の検証の進め方及び今後のスケジュール（案）でございます。

お手元でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど、札幌市における「子どもを受け止め育む環境づくり」ということで諮問をさせていただきましたが、前回の委員会の中で、このテーマやテーマごとの視点について、方向性としてはおおよそよいのではないかということでしたので、本日は、前回の確認とあわせて検証の進め方を確認していきたいと思します。

まず、進め方でございますが、資料3の1、検証の進め方の（1）施策の検証でございます。

視点ごとに実際に行っている具体的な施策等を事務局の方から説明させていただきまして、それに基づいて委員の皆様からご意見をいただくという形で進めていきたいと考えております。

この視点についてどういうふうに整理したらいいかをまとめたものが、後ほど説明いたしますが、資料4の検証する具体的な施策（案）でございます。視点1から視点4までございますが、この視点ごとに検証していきたいと考えております。

（1）の施策の検証を進めていくに当たって、具体的にどういう観点、ポイントで検証していくかという点を資料3の（2）の検証を行っていく上でのポイントということで簡単にまとめさせていただきました。

丸が四つございまして、1点目の施策を進める上で子どもの最善の利益をどうとらえているかでございますが、これは、そういう施策を通じて子どもがどのように成長することが子どもの最善の利益にかなっているのかという基本の部分でございますけれども、そういった視点から、一度、この施策、取り組みを見ていただきたいということで1点目の丸として掲げさせていただきました。

2点目は、施策によっては目標値や指標値を設けているものがございますので、その数

値達成の状況を見て、達成している場合は今後どうしたらいいのか、もし達成していない場合はどうしたらいいのかといった視点を検討していただきたいと思っております。

3点目は、わかりやすく情報を提供しているかということです。これは、1期目の委員の方々の議論の継続でもございまして、いろいろな施策を実施しておりますけれども、そういった部分が相手方にも伝わっているのか、対象となる市民にも届いているのかといった視点もあわせて検討していきたいと考えております。

4点目は、子どもの意見を反映したものになっているかということです。ここでは、黒ポツで四つほど掲げさせていただいておりますが、情報を提供しているかどうか、また、子どもに意見を聞く機会を設けているかどうか、子どもの意見にどう対応しているのか、検討結果を子どもにフィードバックしているかどうかという視点で、子どもの意見を反映したものかどうかを検証していただきたいと考えているところでございます。

我々がお示ししているポイントはこの四つですが、皆様方でこういうふうにとらえたらいいのではないかというご意見があれば、そういったものも踏まえながら実施していきたいと考えております。

適宜、そういった検証を進めていく上で、2年間の任期の最後に答申書としてまとめる形になります。現段階では、まだ見込みでございましてけれども、こういった答申書の形にしたいというものを(3) 答申書の構成についてというところで整理させていただきました。

大きく言いますと、まず、札幌市がこの子どもの権利の施策をどういう形で進めていくのが望ましいのかという基本的な考え方や、今、(2)で説明させていただきましたが、こういった方法で検証していったのか、そういうことを前段で整理させていただいて、その後、現状及び施策の概要についての調査、最後に検証結果(課題・評価・提言)とございますけれども、そういう検証結果をまとめて、(1)(2)(3)を網羅したものを答申書という形で構成したいと考えているところでございます。

答申書ができ上がるのは2年後の話ですが、1回目のときに2年間のおおよそのスケジュールを提示させていただきまして、今回は、中間報告までのおおよそのスケジュールを表の形で提示させていただきました。きょうは、24年2月の第2回目ということで、検証の進め方の確認と、可能であれば具体的な施策の検証にも入り込んでいきたいと考えております。

次に、5月に第3回目を実施する予定でございまして。これは、施策の検証とあわせて、平成23年度の1年間で実施しました子どもの権利の推進に係る取り組みの年度報告と、平成23年度のアシストセンターの活動状況報告をまず初めにご報告させていただいて、今回の施策は必ずしも1年度単位の検証ではないですが、ここでは平成23年度の1年間のそれぞれの取り組みについて報告させていただきますので、それについてのご意見などを伺いたいと考えております。

7月、8月には、実際の施策の中身にもよりますが、具体的に子どもとの意見交換も実

施していきたいと考えております。こういった子どもとの意見交換につきましては、推進計画の策定においてもテーマを決めて実施させていただきました。今回も、次の5月あたりにどういったテーマで子どもの意見を聞くかを決めていただいて、それを踏まえて実施したいと考えております。

8月、10月は、第4回、第5回と施策の検証等を進めていくという形をとっております。目安としてはことしの11月に中間報告と考えております。ここでは11月以降と書いておりますけれども、当初の予定では3カ月に一度ぐらいの会議の開催をおおよその目安としてお示しさせていただきましたが、議論の進捗状況によって区切りがもう少しずれる可能性もあるものですから、一つの目安として11月とお示しましたが、それ以降もあり得るということで、一たんは11月以降に中間報告ということで整理させていただいたところでございます。

以上、資料3の検証の進め方と中間報告までのスケジュールの2点についてご説明をさせていただきました。

続きまして、資料4の説明に移らせていただきます。

先ほどの資料3の検証の進め方で、どういうふうに進めていくかという中で、子どもの権利に関する施策は数もかなり多いですので、そういったものをどう抽出して、どういうものを取り上げて検討していくかということで、それぞれ四つの視点を設けさせていただきました。その中で、我々として近々に取り上げる必要があるのではないかというものを大きな丸の形でお示しさせていただいたところでございます。この中身については、それぞれの検証の中で改めて事務局の方から説明させていただきたいと思いますが、今回は、こういう視点で取り上げるというイメージを共有したいということで資料を用意させていただきました。

資料4の視点1「現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくり」で、主に施策として、いじめ、不登校関連の施策を取り上げたいと考えております。

視点2「子どもにとってより身近に、かつ安心して相談できる相談づくり」については、子どもアシストセンターの運営と、児童福祉総合センターが実際にいろいろ実施しておりますが、児童相談の強化に向けた取り組みの2点を取り上げたいと考えております。

視点1は、主に学校の関係と、いじめ、不登校関連施策の一番最後の学びの環境づくり事業の実施は、フリースクールの関係でございますが、教育委員会と子ども未来局でそれぞれ説明させていただきたいと考えております。

視点1、2は、どちらかといいますと、近々に対応すべき課題ということで一たん整理をさせていただきました。

次に、視点3と視点4です。

視点3「子どもが主体的に活動し、自分自身を確立することができる環境づくり」、視点4「学校、地域における、子どもの意見表明・参加機会の拡充に向けた環境づくり」とそれぞれ掲げさせていただきました。これは、さまざまな体験活動や参加の機会を通して、

ほかの子どもや大人とかかわり、人間関係をどうつくったらいいかという視点から整理をさせていただいております。視点3は、そうした活動ができる場をいかに提供していくかという視点、視点4は、子どもの参加、意見表明ということで、子どもの権利を保障する中での具体的な環境づくりということで、学校における意見表明、参加機会の拡充、地域における意見表明、参加機会の拡充ということでそれぞれ取り上げて整理させていただいたところでございます。

この視点の白丸の下の黒ポツにある具体的な事業を取り上げさせていただきたいと思いますが、今後、議論を進める中でこういった事業も取り上げたらいいのではないかとというものがあれば、臨機応変に対応していきたいと考えておりますし、本日、子ども未来局の事業概要も配付させていただきましたので、その中で特にこれはというものがあれば、ご意見をいただければと思います。

続きまして、資料5の説明でございます。

今、視点1から視点4まで、こういう視点に沿って検討していきたい、その視点の中の一つの分野を取り上げて、その施策がどのように行われているかを検証していきたいという説明をさせていただきましたが、具体的にどういう作業を進めていくかというイメージとして、資料5の施策検証シートをつくらせていただきました。

この施策検証シートですが、視点1「現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくり」ということで、いじめ、不登校対策関連施策として大きく四つほど項目がございます。一つ目は現状、二つ目は施策の概要、次に課題、評価とあって、最後に今後のあり方・提言となっております。基本的には、委員の皆様方には、網のかかっている部分ですが、我々行政が実施する施策に対して、我々が認識する課題、評価に対して、子どもの権利委員会として課題をどう整理して評価するか、また、前段の現状、施策の概要、課題、評価を踏まえて今後どうしたらいいか、そういう提言を最後にさせていただきたいと思っております。最終的には、そういった内容のものを答申としてまとめたいと考えております。

現状では、具体的にどういった状況にあるのかをわかりやすく、できれば統計数値なども入れながら説明させていただきたいと考えております。施策の概要は、その事業ができるだけわかりやすいようにコンパクトに整理させていただきたいと思っておりますので、もう少し詳しい資料が欲しいということがあれば、適宜、対応していきたいと考えております。

以上、資料3から資料5まで説明をさせていただきましたが、資料5のシートが何枚も重なって、この答申部分のところを集約して、最後に答申書という形でまとめさせていただこうと考えております。スケジュールでは、視点1から順に始まって視点4までとなっております。今回、検討の進め方について一たんの案をお示しさせていただきましたが、当然、ある程度進むにつれて、こういう視点も取り入れたらいいのではないかとということも出てくると思います。そういう意味では、視点1の協議が終わったからもう二度と戻れないということではなくて、一度、視点1、視点2と進んでいった中で、内容によっては

視点1に補足で戻ったりということも可能だと思います。一つのひな形として今回はお示しさせていただきましたが、一たんはこういう提案をさせていただきたいということでございます。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、説明を受けたわけでありますけれども、まず、説明に対する質問がありましたら出していただきたいと思います。

今の説明に対する質問はないでしょうか。

よろしいでしょうか。

資料3、資料4、資料5に基づいて、今、説明を受けたわけですが、特に質問はよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 よろしいということであれば、この説明に基づいて、これから我々の間で議論をしていきたいと思えます。

進め方についてですけれども、事務局の方から資料3、資料4、資料5という案の提案があったわけでありますが、その案について皆さん方がどう考えるか、そのあたりを議論していきたいと思えます。

この案で特に大事になってくるのは、恐らく資料4ですね。資料4の検証する具体的な施策(案)になってこようかと思えます。そして、ここでは全部で四つの視点が示されており、まず、この四つの視点すべてをこの委員会の場で取り上げてよいかどうか、これも一つの議論の対象になってくると思えます。あるいは、ここで視点ごとに取り上げる項目、これは視点1、2、3、4のところ丸印がついているものがありますが、記されている項目について、この内容で進めていってよいのかどうかということも問題になってこようかと思えます。さらに、ここでの議論の仕方ですが、事務局案では視点1、2、3、4という順番でここに示されているわけですが、取り上げる順番もこの順番でいいかどうか、言いかえると、先にもっとここで議論しなくてはいけないもの、この順番ではなくて、例えば3とか4から取り上げるということも考えられるわけですが、そのあたりを皆さん方はどう考えるか、その点も議論したらよろしいかと思えます。

それが終わりましたら、資料5の検証シートの形式について、事務局案ではこのようになっておりますが、この形式でいいかどうかということも問題になってくると思えます。そのような問題についてどう考えていくのか、皆さんで議論ができればと思っています。あるいは、皆さん方として、私がこういう点を議論したらいいのではないかと言った点以外に、もっとほかにも議論しなければならないことがあるということであれば、それもこの場で話をしていきたいと思えます。

いかがでしょうか。

自由にとってもいろいろな問題があると思えますので、例えば、今、私が幾つか上げ

たあたりで言いますと、この案で示されている四つの視点をすべて取り上げてよいかどうかというあたりからでも、どなたか自分の考え方を示していただければと思います。

いかがでしょうか。

○A委員 おおむねこういう形によろしいと思います。例えば、環境づくりのところに、札幌も国際都市でありますので、今、外国のお子さん方が札幌市内に約2,000人いらっしゃいます。小学生とか、いろいろな外国の方たちは、聞くところによりますと、やっぱりいろいろな悩みがあるということで、国際的な視野もここに若干組み入れて、外国の方は、自国の言葉がなかなか理解されない、または日本語をうまくしゃべれない、それで、普通の小学校に通っていても、いじめではないですけれども、そういう視点で国際的な部分も取り入れていただければよろしいのではないかと私は思います。

また、進め方ですけれども、この四つの視点全部を全体会議で、それとも、二つを一つにまとめて、分科会というわけではないですが、そういう絞り方をするのか、全体会議でずっとそのまま行ってしまうのか、進め方の方法もご議論いただければと思います。例えば、中身がある程度充実してきたら、それを絞って、二つの分科会に分かれてそれを討議して、全体的にまとめるという方法もあると思います。これは私の考えですから、それがいいというわけではないですが、そういうところもお考えいただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

今、A委員の方から二つほど提案があったかと思います。

一つは、もう少し国際的な視野を取り入れる形で議論をしていくことが必要ではないかということ、それから、議論の仕方として、この委員会全体で話し合うだけではなくて、それを幾つかに分けて、二つとか、あるいは三つとか、分科会という形で議論をするということもあっていいのではないかという考え方が示されました。

ほかの皆さん方はどうでしょう。

どうぞ。

○B委員 校長先生方にお聞きしたいところもあるのですが、視点1のところでも、札幌市の子どもを支える事業として、スクールカウンセラーや学びのサポーターという形で学校にそういうものを充実させていくというのは、子どもの権利を守るために大変有効なことかと思うのですが、視点4の方で、学校における意見表明、児童会や生徒会活動で子どもたちが意見表明をする場を拡充するという内容にちょっと違和感というか、指導要領の中に入ってくるのかと思うような、学校活動の中のことというのはこの権利条例とはちょっと質が違うような気がしたのです。例えば、札幌市の教育の重点で環境、読書、雪の三つがありますが、その中に子どもの権利というものが入ってくるのであれば、学校の活動がそちらの方にさっと動くことになるのだと思うのですが、児童会、生徒会活動の時間的なものであるとか、内容的なものに対する意見が、ここで話し合われても学校現場に直接行くのかどうか疑問に思ったので、発言させていただきました。

○委員長 ありがとうございます。

今の点は、特に、学校現場におられるお二人の委員に、現状といいますか、何か参考になるようなことを話してもらいたいという意味でおっしゃったのでしょうか。

○B委員 そうです。

○委員長 お二人の委員、今の点はどうでしょう。

○C委員 中学校の方では、確かに今、学習指導要領の中に9教科と特別活動、道徳、総合的な学習の時間ということでありますけれども、特別活動の時間というのは授業の中に組み込まれている時間もありますし、放課後活動という部分で取り組まれている委員会活動や生徒会活動がありまして、時間的にどのようにとか、方法的にどのようにということが特に規定されているわけではないものですから、各学校でかなり創造的に取り組まれている部分があります。

したがって、学校祭一つをとっても、話し合われて、取り組みがされて、当日、それが展開されるという活動ですけれども、学校によってスタイルが違うのです。子どもの意見表明、参加機会の拡充という意味合いと特別活動における活動の方向やねらいというのはちょっと違うかもしれないという気がして伺っておりました。

ただ、意見表明というときに、学習内容の中にも、例えば、国語であればスピーチですとか、パネルディスカッションとか、そういう時間がふえてきておりますので、そういうスキルを学ぶ場面は学習の中ではありますし、総合的な学習で職場体験などをよく行いますけれども、そこで体験したことを発表する場を設定するという活動も行われておりますので、スキルを学ぶという部分では、かつての学校での教育活動よりはふえていると思います。

○委員長 ありがとうございます。

D委員、どうぞ。

○D委員 小学校の立場で簡単にお話しします。

例えば、昔、皆さんも覚えがあると思いますが、児童会や学校で役員選挙をして、自分の意見を述べ、このような学校づくりをしたいと会長に立候補したりして、選挙をするということもよくやられたと思います。ただ、これは調べたわけではありませんけれども、最近、小学校では少なくなっていると思います。というのは、一つは、学級数が減ってきています。例えば、6年生は2クラスしかなく、5年生も同じように2クラスしかないという中で、立候補をして、その中でどういう意見がいいだろうかという、いわゆる自分たちのことは自分たちで自主的な活動をするということが最近では少なくなっていると思います。ただ、現象としては少なくなっているのですけれども、それぞれの学級の代表が集まって、児童会であれば児童会の代表を決めながら、自分たちがそれぞれの学級で話し合ってきたことをもとにしながら、どういう学校づくりをしようかとか、どんな楽しい活動が考えられるだろうかという視点の中で、自分たちでよりよい学校づくりを目指していきたい、そういう活動が今の小学校では多いのではないかと思います。

また、意見表明ということで言えば、今、中学校のC委員もおっしゃっていましたけれども、例えば算数でも、算数の中での言語活動、あるいは表現の仕方ということで、論理的な話の仕方とか、論理的な説明の仕方という意味で、新しい学習指導要領の中でそこを非常に大事にされておりますので、それぞれの学校でもそういうことに力を入れて進めているのではないかと考えております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

B委員、今の説明でよろしいでしょうか。

○B委員 現状はよくわかります。この内容について、ここで話し合われたことが学校での子どもの意見表明、参加機会の拡充に結びついていくように、学校内での活動に直接結びついていくような形にするのは、どういう流れで実現されるのかと思ったわけです。この札幌市の子どもの権利委員会においての話し合いが学校現場に生かされる流れと言うのでしょうか、学校で行われている教育の枠の中に反映されるには、例えば、子どもの権利に対する授業をやるとか、札幌市が雪というものや読書を入れたときに、読書の時間がぐっとふえたり、スキー授業が戻ってきたりという変化がありましたね。そういうものに実現させていく方向というふうに思っていますか。

○委員長 ということは、例えば、今、学校の現状がこうである、しかし、参加等の機会について我々がこれよりもちょっと進んだ方向で話を進めていったとすると、このギャップをどう埋めていくかということでしょうか。そして、そのギャップを埋めることがどの程度可能なのかということになっていきますでしょうか。

○B委員 そうですね。どの視点においてもそういう課題はあると思います。ここだけに時間を割いてしまって申しわけないのですが、私の一番わかるところだったのでお話しさせていただきました。

先ほどE委員ともお話ししていたのですが、ここでお話しするのはとても緊張して、ちょっとかたいねという話をしていたのです。A委員が分科会とおっしゃいましたけれども、座談会のような形で、思ったことを一回、録音をされずに話をさせていただけると、もうちょっと理解が深まると思いました。済みません。

○委員長 もし、話しづらいという雰囲気があるとすれば、それは私の責任でもありますので、今後、そのあたりをもう少し変えていくような努力はしていきたいと思っています。

○E委員 よろしいですか。

○委員長 どうぞ。

○E委員 この検証を見ていましたら、児童という言葉が随分出てきますが、私は、ちょっと認識違いだったのか、子どもの権利条例というのは、児童だけではなくて、幼児から関係しているかなと思っていました。私は平凡な一般市民ですが、初めて聞くような言葉もあったのです。

そして、今、若いお母さんの中では、こんなに高いレベルまで行っているのかなという

疑問もあります。小さいお子さんを抱えているお母さんが働くようになったら、保育園に空きがあれば預かってくれるかもしれないけど、小学校に入った後、特に低学年のときにだれが子どもを見てくれるのかなという心配もあるそうです。そうしたときに、近くに児童会館があるといつて、子どもの足で歩くと20分もかかる。それなら、近くの小学校で預かってくれないか。そういう情報を聞いたが、小学校の方では今のところはなさそうだ、将来的に学校の中で子どもを見てくれる体制ができるかなと地域の人に聞いてもわからない。そのぐらい低いレベルのこともあるのに、行政の方ではこんなに立派なことが進んでいるのだなど、一般市民との現状での格差があり過ぎて、これを検証する以前のことも多いのではないかと思います。

○委員長 もっとみんながわかる言葉で話そうよということですね。

○E委員 そうですね。母親になっても、基本的なことが全然わかっていないのです。行政がどうなっていて、いろいろなサポートがあるのはすこしはわかるけど、ごく身近なことがわからないお母さんが多い。小学校の児童となると、自分で意見を多少言えるぐらいの年齢になっているわけです。でも、小さい幼児はお母さんが守ってあげなければいけないのに、この検証の中に、守っているものが感じられないのが私はちょっと残念です。これは、自分でものが言えるようになったぐらいの子が対象になっています。それは、子どもの権利条例に対する私の認識違いだったのでしょうか。それを質問したいと思います。

○委員長 今の点について、事務局の方で何か言いたいことはありませんでしょうか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） ご指摘のように、例えば、義務教育以上が対象ということでは必ずしもありません。当然、生まれてからが対象になるというのはそのとおりでございます。その部分がこの具体的な施策の中ではなかったのは事実です。ただ、もう一つの視点として、小学校になると自分なりに意見を言えるのも事実ですけれども、一方では、言えずに困難を抱える子どもも、昔からいたのかもしれませんが、最近ではそういう問題が取り上げられるようになった部分もございますので、年齢を区切るということではなく、やはり、年代をもう少し広くとらえながら検証していく必要があると思いますので、そのあたりは再度整理させていただきたいと思います。

普通であれば、高校や大学になれば意見を言いやすくなると思うのですが、そういう子とそうではない子の差が激しいのも現状なのかと思いますので、我々としては、小さい子ども、小学生、義務教育修了後と、年代を超える中でそれぞれに皆様方のご意見を伺いたいと考えております。

これは、何もテーマがないと検証ができないものですから、一つの切り口で出ささせていただきましたけれども、それに付随して今のようなご意見もいろいろいただくと、この検証の中身もふえていくと思っております。ですから、必ずしもこの知識がなければできないというより、逆に、そういうことであれば、我々自身でもできますし、今、E委員がおっしゃったような視点が必要だからこそ、こういう委員会があると思います。足りない情報については、適時、情報を提供させていただきますので、思うところを言っていただけ

ればと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 E委員、あるいはB委員に申し上げておきますけれども、この委員会の場というのは、ここに書かれたような言葉で話す必要はないのです。もっと自分の言葉でいろいろと話をしていただいた方が、より実りあるものが生まれてくるかと思いますので、どうぞ、ここにある言葉に余りこだわらないで発言をしていただければと思います。

それでは、F委員、どうぞ。

○F委員 送っていただいた資料を拝見させていただいて、市民として感じたことですが、この検証する具体的な施策というその枠が非常に狭いとまず一つ感じました。この検証する具体的な施策というのは、子ども未来局の事業だけの検証なのかというところを一番先に思いました。子どもの権利に係る施策というのは、子ども未来局の事業だけではなく、市のすべてにわたる施策が取り上げられるのが本来ではないかと思います。そういったところで、こういう委員会なども機能しているのだと思います。

実際に、私が最近、札幌市で子どもの権利を守るために非常にいい施策だなと感じたことがあります。それは、市が独自に給食の食材で放射性物質の検査を導入しました。これは、ほかの自治体などではまだ先駆けていないところで、市が判断して導入をしました。そういうところは、子どもの命が守られて、また、平和と安全とともに暮らすということをベースにした非常に有効な施策ではないかと、新聞などを拝見して感じていたところでございます。こういったところは権利をきちんと守るための施策なのだということが伝わるのが一番大事なところかなという気がしていました。

例えば、参考資料の10ページを見ると、子どもの権利が守られていないと感じている大人と守られていないと感じている子どものポイントの差が入っていると思います。通常、大人の方が守られていないという割合が高いのですが、命が守られているところや、心や体が守られているところでは、子どもの方が非常にポイントが高くなっているという結果が出ています。ここだけが突出して高いということは、やはり、子どもたちに一番基本的なところが届いていないという検証ができると思いました。

できましたら、子ども未来局の事業だけの狭い、こういう事業をしているのでこれはこの程度できているかどうかだけの検証だけではなくて、本当に立ち返って、子どもの権利のために札幌市が何をしているのか、それはこの委員会で権利を守るためにこういうふうに評価をすべきなのではないかというところを取り上げていくのが望ましいのかという感想を持ちました。

以上です。

○委員長 今、F委員がおっしゃったことは、資料4に検証する具体的な施策が示されているのですけれども、これにとどまらないだろう、もっと広く見ていかなくてはいけない部分も出てくるだろう、そういうものを我々として話をしていこうというような意味合いがかなり強く込められていることになりそうですでしょうか。

○F委員 そうですね。これだけでいいのかなという感想を持ちました。

○委員長 どうぞ。

○G委員 E委員とF委員がおっしゃったことだと思えるのですが、やはり、この視点は領域がかなり狭くて、例えば、子どもの育ちの場を生まれたときから大人になるまでの間でどういうふうを守っていけるのかという時系列を串刺しにしたような視点がなくてはいけないと思うのですが、学校に入ってからのことにもものすごく集約されていると思います。例えば、虐待などは乳幼児で一番起こるわけですから、そこら辺の検証の視点が全く抜け落ちていて、それでいいのかどうかというところはあると感じました。ほかにも後出しじゃんけんをやりたいところはあるのですが、まずはその1点です。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○副委員長 私も同じ意見で、視点1で、現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくりと非常にいい題がついているのですが、その題で何をというところを見ると、いじめ、不登校関連施設という学校のいじめと不登校だけにしかなくないのです。現に困難を抱える子どもたちというのは、学校だけの問題だけではなくて、もっともっとあるはずなので、ちょっとどうかなという感じがしました。子どもたちがどういう困難を抱えているのか、どこに原因があるのか、そのための施策はどうあるべきかという流れになっていかなければ、一面だけ、ちょっとだけつまみ食いをしましたというふうになってしまうとちょっとまずいかなと感じました。

○委員長 どうぞ。

○H委員 皆さんの意見に大賛成ですが、例えば、本当に乳幼児期からもう少し幅広く各年代に向けてのきちんとした施策がどういうふうに行われているのか、どうあるべきかということを検証していくことはすごく重要だと思います。そういう意味では、視点はかなりポイントが絞られ過ぎているかなというところがあります。ただ、広げ過ぎたときに、検証する時間とそこにかかる皆さんの労力ですね。それを皆さんが了解した上であれば全然問題はないと思いますが、それを一つ一つつぶしながら検証していくには、相当の時間と集まる機会と場が必要になってくると思うのです。その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○E委員 これは個人的に思うことですが、今、意見を出されたのは男性の方ですね。女性の立場から、出産の前後のときから心配は始まっているわけです。例えば、1人目の子どもを産んで、夫が働きに行ったときに、その子どもを自分の実家が遠いのにだれが見てくれるだろう、入院中、2人目を急に産む状態になってくれるとき、だれが上の子どもを見てくれるだろう、そういうことを不安に思っている若いお母さんもいるのです。それが現状なのです。こんなに先に飛んでいるようなレベルではないのです。そして、男性の方は家庭で妻兼母親に任せておけばいいというのがあるかもしれませんが、女性には直接かかわってくることなのです。それを省いてはいけません。済みません。

○委員長 省くつもりはないのですね。

○H委員 はい。

○E委員 省くというか、順序立つことも大事だと思います。済みません。

○委員長 今、H委員がおっしゃったのは、我々として時間的な制約がかなりあるだろう、あるいは、時間以外にもいろいろあるだろうと。そういう中で、ここでどれだけのことができるか、その点を心配されておっしゃっているのです。

○H委員 そのコンセンサスをきちんと得ておかないと、膨らませるだけというのは少し……。

○E委員 児童の方に飛んでいるので、個人的に幼児期が感じられなかったのです。

○委員長 G委員、どうぞ。

○G委員 そうだと思います。視点を広げて、その中で何が検証可能なのかということは、また後から考えればいいと思います。

それから、先ほどA委員がおっしゃったことですけれども、やっぱり札幌らしいところだと思うのです。私は、前回、北九条小学校にヒアリングに行って、外国籍の子どもがものすごく多いところなのですが、そのことに関して、日本語をきちんと科外で教えられているのか、困難を抱えていないのか、そこら辺の検証も札幌らしいところなのでやっらいと思ひまして、後出しじゃんけんでさらにつけ加えておこうと思ひます。

それで、先ほどB委員がおっしゃいましたが、児童会や生徒会活動云々のところは、私もここでやることではないと思ひます。ちょっと違和感があります。それは、先ほど校長先生方がおっしゃったように、それぞれの学校で取り組まれていることなので、ここで検証する必要はないことなのかなと私も思ひました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

副委員長、どうぞ。

○副委員長 済みません。きょう、私は途中で失礼させていただくものですから、ここで発言させていただきます。

今、私たちが話をしなければならないのは、諮問を受けた事項に対してどういう内容を回答するかということだと思うのです。その諮問がまず重要で、諮問事項が「子どもを受け止め育む環境づくり」となっていて、諮問理由を読んでいくと、家庭や地域の教育力が低下するなど子どもたちの成長、発達に大きな影響がいろいろ出てきている。いじめや不登校、児童虐待など深刻な状況に置かれた子どもたちが少ない状況にあり、子どもたちが自分らしく豊かに成長、発達していくために、家庭、学校、地域など子どもがかかわるあらゆる場面において、子どもが安心して意見を言えたり、多くの体験活動を通じて人間関係をつくり上げる環境を整える必要がありますという形になっていますね。そうすると、子どもたちが一体どういう状況に置かれているのだろうか、そういう状況に置かれている子どもたちにどのような環境を整える必要があるのか、そこがきっと重要なのだと思ひます。

現に困難を抱える子どもたちが安心して過ごすための環境づくりといったときに、この学校の不登校といじめだけでいいのか、そこなのです。子どもたちはいろいろな面で困難を抱えています。その困難を、市といいますか、我々は今置かれている子どもたちの状況をどういうふうにとらえるのか、そこから何をすべきなのかということですね。

みんないろいろなことをやりたいと思うのですが、やりたい中で、今回、我々が何に向かって進むのかといえば、この諮問に向かって進んでいくわけなので、その視点からもう一度見た方がいいのかなという感じがしました。

○委員長 今、副委員長の方からすごく大事なことを言っていただきました。我々が話をしていく場合に、やはり、諮問を受けた事項の範囲内というのが基本になってくるかと思えます。それから多少はみ出すことは問題ないのですが、そこから余り外れてしまうということは基本的にはしないで、今回、答申をしていくことが必要になってくるかと思えます。

そういった意味では、我々として、この諮問が一体何を意味しているのか、諮問はどの範囲までのことを要求しているのかということをお考えつつ、ここで議論をしていくことも必要ではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

○副委員長 この諮問もすごく重要な内容を含んでいて、考えれば社会の中にすごい問題がいろいろあって、諮問に対するいい回答を出せば、それだけいろいろな面で子どもの権利につながっていく話であると思うのです。それを市が設定しているというのは、私は、よく設定いただいたと思います。もっと、こういうことで困っている子どもたちの何らかの力になれるようなものを提言できたらいいかなと思っています。

ちょっと申しわけありませんが、これで失礼させていただきます。

○委員長 それでは、さらにお話を続けていきたいと思えます。

先ほど、ある程度枠をはめるような言い方をしましたが、だからといって、それに余りこだわらないで、皆さん方でどんどん話をしていただきたいと思えます。その枠が少し出てきたような感じもあるのですが、そういうようなことを認識した途端に、G委員は何となく不満そうな顔をしておられましたので、G委員、どうぞ遠慮なく話をしてみてください。

○G委員 先ほど、委員長が外れないようにとおっしゃったのですが、何なら外れるのかなと思うとちょっと難しくなってしまうのです。何が外れて、何が外れないのかというふうに考えてしまうと、ちょっと言いにくくなるとふと思ったのです。

○委員長 余り気になさらないでください。

どうぞ。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） きょうは、今後の議論をどう進めていくかという部分で非常に大事な会議だと思えますので、いろいろなご意見をいただければと思っております。

この資料4で視点1から視点4までを案として一たん出させていただきましたが、この

基本は、昨年に制定しました子どもの権利推進計画に大きく四つの基本的な柱を設けておりまして、その柱とイコールではないですが、沿うような形で今回は設定させていただいたというのが行政の考え方を提示させていただいたところでございます。ただ、視点4の子どもの意見表明・参加の推進が子どもの権利計画で一番最初に掲げられているところでございます。そういう意味では、順番的には本当は1番に行くのかもしれませんが、我々の思いとしては、先ほど副委員長もおっしゃられていましたけれども、実際に学校に行きたくても行けないとか、ここにはないですが、確かにそのとおりで思ったのは、親がそういう状況だと、子どもに影響を与えて、子どもが十分に育てないと。そういう小さいお子さんもいると思いますので、そういうお子さん方を何とかして救いたい。では、札幌市は何もやっていないかという、やってはおりますので、やっている部分と効果のギャップを皆様方の意見で、ここはこうした方がいいのではないか、これはちょっとやめた方がいいのではないか、そういうご意見をいろいろいただきたいという趣旨で、視点1から視点4までを掲載させていただいたところです。本当は白い丸をもっとたくさん入れたいのですが、視点1から視点4までやっていっても、スケジュールどおりいくかどうかというところです。一つに踏み込んでいくと結構な時間がかかると思います。さりとて、絞って漏れてしまうのも逆に嫌だなというちょっと贅沢な部分があります。やはり、視点1から視点4まではそれなりに相互に関連している部分があると思います。機械的に1から4まで分けましたが、相互に関連する部分があるだろうと思います。ですから、最後のまとめはどうなるかわかりませんが、恐らく、最後に整理する中で、最低限、これだけは触れたいなという部分を提示させていただいたというのが素直な話でございます。

ただ、最低限だけではなくて、せっかく委員で検証をやる以上、もっとこういう視点も入れたいということであれば、我々もいろいろ工夫しながら中に取り上げていきたいと思っておりますし、先ほど指摘がありました、まさに、ここに出ているのはほとんど子ども未来局と教育委員会です。ある意味では、事務局が実施している部分だけで、ほかのところはこの中にはほとんど入っておりません。ただ、推進計画ではほかの部局も全部含めてつくらせていただきましたが、ほかの部局でも、先ほどのF委員の指摘にもございましたが、もし、この切り口の中で入れることができれば工夫はしていきたいと考えております。

きょうは、いろいろなお意見をいただいて、事務局で持ち帰って整理したいと考えておりますので、引き続き、ご議論をいただければと思います。

○委員長 H委員、どうぞ。

○H委員 僕が言う立場ではないと思うのですが、あえて言わせていただくと、もう一度ここを皆さんで共有して確認しておかなければいけないことがあります。例えば、参考資料3の子ども未来プラン（後期計画）や参考資料4の札幌市の事業概要に関しては、それぞれに検証する委員会があります。ですから、乳幼児期からすべての年齢の子どもたち、そして福祉を必要とする人たちに対しては、札幌市が出しているメニューやプランに対してどう履行されているか、どうすればもっと具体的にいい福祉が展開されるかという

のは、それぞれの委員会できちんと検討されているので、何もこの委員会だけがそれをすべて検討する必要はないということが一つです。

では、我々は子どもの権利委員会として何を検討するのかということを中心にみんなで検証し合う必要があると思うのです。その上で、検証する具体的な施策案が視点で四つあるけれども、この四つについてどうなのだろうということをもうちょっと話し合う必要があると思います。例えば、視点1について言えば、いじめと不登校だけでいいのか、貧困問題とか、学びの機会の保障はないのか、身近に安心して相談できる環境づくりのところは乳幼児から考えたらどうだろうかというあたりで、少し中身を精査する必要があるとは思いますが、基本的にここだけが子どもの権利や福祉施策を検討する場ではないと思います。

○委員長 ありがとうございます。

B委員、どうぞ。

○B委員 今のお話は、私もなるほどと思って聞きました。

実は、視点4を視点1にしたかったと言われてどうしようかと思ったのですが、視点4は置いておいてというふうに意見を言おうかと思っていました。どうも、教育現場にここでの意見が反映されるとは私も思いませんでしたので、視点4ではなくて、視点1の方の困難を抱える子どもという枠の中に、生まれたとき、自分の意見を言えない状態の子どもの権利を守る義務が大人にあるのだということ、その子どもの権利を大人たちに知らせるような力がこの委員会にあったらいいなと思いました。

ですから、視点1の中にもう少し幅を持たせていただきたいということと、視点2は、行政として施策に対して私たちに諮ってもらいたい点だと思いますので、よく見させていただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

これまでいろいろ意見を言っていたのは主として大人たちだったのですが、そろそろ子どもを代表する形で話をさせていただく必要があると思います。

そこで、既に手を挙げてくれているI委員からどうぞお願いします。

○I委員 まず、諮問書の諮問理由に、子どもが自分らしく豊かな成長、発達していくためにはという文言と、子どもが安心して意見を言えたりという文言があります。私の中では、資料4の視点1と2は、自分らしく豊かに成長、発達していくために、子どもがいろいろな場所に安心して相談できるようなものをサポートしていくということで、視点3と4は、子どもが安心して意見を言えたりするような活動をサポートしていくというふうにとらえました。検討を進めていく過程で、私の中では、視点1と視点2が子どもが相談しやすい環境をつくることに関連していて、視点3と視点4が子どもが意見表明をしやすくするという点に関連していると思うので、大まかに視点1、2と視点3、4の二つに分けて話し合ってしまった方がいいと思います。視点1と視点2では大分かぶる部分があると思うのですが、例えば、子どもがアシストセンターに子どもが相談した場合に、アシ

ストセンターから学校のスクールカウンセラーの方に情報が行って、スクールカウンセラーと相談した子どもは学校内で直接話し合うことができるような感じになると思うのです。そういう意味では、視点1と2はかかわり合っていると思うのです。そのような感じで、まずは大まかに、視点にこだわらないで、諮問事項から外れないようにしつつ、自由に話し合っていた方がいいと思います。

それから、子どもは、突然、小学生から生まれてくるわけではないではないので、子どもが成長する中では親なり保護者がかかわっているわけで、特に、未就学児、幼児は、自分の意見を言えない分、親なり保護者が子どもが不利益をこうむらないように子どもを支えていくことができるような施策を行っていくべきだと思います。子どもが実際に権利条例を行使して自分の権利を守るということは、中・高生ではあると思うのですけれども、もっと小さい子どもだと、保護者なりが条例に照らし合わせつつ自分の子どもを守っていく、これはそういう条例だと思いました。

全然まとまっていらないのですが、以上です。

○委員長 前半の部分は、ここにあるような視点1、2、3、4と分けしないで、それをはっきり分けながら話をしていくと、かえって話しづらいので、ある程度関連しそうなものがあるのなら、その中でいろいろな形で話をしていった方がいいのではないかということですね。

○I委員 必ずどこかで複数の視点が結びつくと思うのです。

○委員長 そうですね。ありがとうございます。

今、I委員から意見を言っていたのですけれども、恐らく、それを聞きながらJ委員はいろいろ考えるところがあったのではないかと思いますので、どうぞ話をしてみてください。

○J委員 すごく個人的な意見になってしまうのですが、現に困難を抱える子どもという点で、いじめや不登校というのは、ざっと見た感じだと小・中学生向けのよう気があるので、高校生になると、義務教育でもないし、ある程度自分でできるという範囲があるので、自分で抱え込む部分があると思うのです。そういう面では、もっとレベルの高いことを求めた方がいいと思うのです。

あとは、金銭的に困難を抱えている子どもに関してのことが少ないと思うのです。私がそうだったのですけれども、高校受験にもお金がかかるではないですか。お金がかかると、高校に入るというスタート地点にも立つことができないのです。そういうことに関するところも必要だと思います。

私の母が言ったのですが、区かどこかで修学旅行のお金の工面について話したときに、お金がなければ行かせなければいいじゃないかと言われたらしいのです。子どもには学ぶ権利があるではないですか、ですから、そういうところに関してのサポートについてもこういう場で少しずつ話し合っていけたらすごくいいなと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

今おっしゃった学ぶ権利というのは、憲法の中にきちんと示されているのです。そういうことが実現していないのではないかということをおっしゃりたかったのですね。そのあたりをこの条例によってもっと守っていく必要があるのではないかということだと思います。

それでは、満を持していたかと思いますが、K委員、どうぞ。

○K委員 視点1から視点4まで見たときに、子どもの権利をベースにつくられていると思うのですけれども、子どもの権利から離れたときに、幼児期から子どもだと思し、保護者があっての子どもだと思つので、小学生の時期だけをとするのではなくて、さっきおっしゃっていたように、幼児期からの教育、保護者の意識全般の問題について、労力や時間の問題もあると思うのですが、全体的なことを通して考えていった方がいいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

子ども時代といいますか、小さいころからある程度成長する、その段階を全体としてとらえていかななくてはいけないということですね。

○K委員 一部分だけをとってもどうしても全体につながっていくと思うので、全体を取り上げた方がいいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

今、3人の委員にいろいろと話を伺ったのですけれども、そういう話を聞きながら、大人の方が思うところがあると思うのですが、いかがでしょうか。

L委員、そろそろ発言されてはいかがでしょう。

○L委員 先ほどから聞いていて、私としては、子どもの権利というのは、確かに子どもに対しての権利ですが、その権利に対する大人の認識をもっときちんとした形で考える方が大事ではないかという気がするのです。

というのは、私たちは、立場上、子どもというのは0歳から18歳という感じで考えていましたけれども、先ほどE委員が言ったように、これは考え方で男と女の違いはあると思います。母親になった時点、生まれる前からの時点で、そういうことをもう考えなければいけない、それは確かにあるのだらうと思います。それは、我々も言われたらわかるけれども、言われなければなかなか認識できないという面も多々あると思います。

そういう面が子どもの権利の中に入るかどうかはわかりません。それは福祉の方に入るのかどうか、ちょっと難しい面もあります。いずれにしても、「子どもを受け止め育む環境づくり」という一つの諮問があるわけですから、それに沿った形できちっとやるということで、視点1から視点4までありますが、一つをとっても、かなりきちっとやるのであれば激論するような形にはなると思います。幅がかなり広いと思います。ですから、言いたいことを言って行って、その辺の交通整理を委員長にやってもらって今後は進めていければいいなと思っております。

以上です。

○委員長 私をうんと疲れさせるつもりでございますね。（笑い声あり）

それでは、F委員、どうぞ。

○F委員 皆さんの意見を聞いていると、考えがどんどん固まっていくところがあって、H委員のお話を聞いていても、そのとおりだなと思いました。やはり、市の仕組みが全くわからない状態なので、これを提示していただくときに、そういったところも解説をいただいて、私たちがどのようなところに軸足を置けばいいのかというところもあったら考えやすかったのかなと感じました。

それから、J委員の話にもあったと思うのですが、いただいた資料の中にあつた<現に困難を抱える>というところの<困難>が、いじめ、不登校関連施策というところになっているのですが、起きた問題をどうするかという施策が多いと思うのです。でも、どういうふうにしたら起きないかというところが一番大事な施策のポイントになるという気がしています。すべてが起きている問題をどうしようという視点でできているような気がしています。

例えば、いじめ、不登校などの裏側には、経済格差であったり、発達障がいであったり、知的な障がいであったり、身体的な障がいであったり、そういったものが後ろ側にあつて、それが顕在化してきていじめや不登校になるところがあると思うのです。それは、出てきたものをどうすることではない視点が必要になってくると思います。

録音されていると言にくいところもすごくあるのですが、道外から転居してきた家を探すときに、不動産屋から、この区とこの区は低所得層が多いから小・中学校のお子さんがいるのだったらやめた方がいいと言われました。ここは公立でもいい学区だから、この辺で探した方がいいですよと不動産屋に言われました。そういったところは、やっぱり目をつぶってはいけないと思います。

また、実際にうちの子どもが困難を抱えていると言え言えるのですが、発達障がいと先天的な病気があるものですから、道外の方から子どもの手帳みたいなものを持ってきたときに、やはり、対応が全然違っているところもあります。そういったところの困難といいますか、いじめや不登校が起きていたらどうするかということではないところの施策もやはり踏まえていただきたいという気がいたしました。

○委員長 今は、若干、自分の経験も皆さんにお伝えしながら話をさせていただいたのですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○E委員 そうですね。視点1は、確かにもう起きてしまったことに対してどう対処したらいいかというふうにもとれます。これは予防も大事なので、このように起きないようにどうしたらいいかと考える部分も含めたらいいなと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

I委員、どうぞ。

○I委員 まず、体験に近いかもしれないのですが、自分の学校ではなかったのですが、ほかの学校では、生徒の授業態度が悪くて授業が進まないとか、窓ガラスが割れる

とか、そういうことをよく聞いています。やっぱり、達成できるかはわかりませんが、理想的には、市内のすべての学校、特に小・中学校は、同じように全員がいじめや不登校に悩まないで、日ごろから困難を抱えないで過ごせるような環境にしていければいいのではないかと思います。

また、こういうような場に参加する子どもというのは、多分、自分自身で意見を言うことができる方だと思うのです。しかし、例えば、私のクラスの中でも自分の意見を言えないような子どもも大勢いると思いますし、私の周りにそういう人がいっぱいいると感じています。自分の意見を言いにくいような子どものサポートをしていくことが大切だと思います。

資料4の視点3に、子ども議会の開催とか児童会館の子ども運営委員などがあります。これは、募集されているものに応募して行くという感じで、自分の意見を言いやすい子どもの方がその活動に参加すると思うのです。そういうものではなくて、なるべく多くの子どもが自分の思っている意見を素直に言えるような環境をつくっていくと、例を挙げるのは難しいのですが、そのような活動をしていくことが本当は大切ではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○A委員 先ほど言った国際的なことというのは、常識だと思うのです。国際感覚を入れるということですね。ただ、ここに書いてあるように、例えば、これを検証して、G委員がおっしゃったように、児童会、生徒会、そういう部分はそぐわないので少し削るとか、検証をしながら新しい施策をある程度進めていって、新たなものを入れていくと。あくまでもたたき台として、これをやっていくことが基本ではないかと思います。それで、いろいろな新しい施策が出てくるのです。それをしないと、時間ばかりかかってしまいます。ですから、そういうことを少し絞って、スクールカウンセラーの今の状況はどうなっているのか、こういう方がいいか、ネットパトロールはどうなのか、子どものサポートはこういう形でやっているけれども、どうなのか、そういう検証をして新たな方法とか、この委員会ではそういう角度も必要ではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

B委員、どうぞ。

○B委員 先ほどF委員がおっしゃったように、いじめや不登校が起きないための施策が大切であり、起きないためにこの子どもの権利条例があるのです。ですから、子どもの権利を守るために、この権利条例を多くの大人が当たり前理解する環境になるようにこの委員会の意見が使われるといいと思います。起きてしまったことに対して、事後の対策として市がそういうことをしてくれているということ、それが正しく機能されているかどうかを私たちが検証するということがこれからやっていくことかと思いましたが、委員長にゆだねますけれども、いい結果が出るように頑張りたいと思いました。

○委員長 お願いします。

大体、皆さん方から進め方等についていろいろ意見を出していただきました。ほかにどうしてもここで進め方について話をしておきたいと思っておられる方はおりませんか。

どうぞ。

○H委員 視点の中の内容をもう少し整理して、何を盛り込んで、何を検証すべきかというところをきちんと整理する作業をきょうやってしまうのか、それとも、こういうものを盛り込んだ上で検討してほしいということで事務局に一回返すのか、その辺を整理していただきたいと思います。

○委員長 その点については、事務局に一回返しまして、私もその中に加わって、それでもう一度まとめてみようと思っています。その上で、皆さん方に案を再度出しまして、それに基づいて、さらにまた話をしていきたいと思っております。そういうことをしながら、ある程度これでいいというものができたら、それぞれについて具体的に、この点はどうかということで話を進めていくというふうにしていきたいと考えています。

そういうことでよろしいでしょうか。

○H委員 はい。

○委員長 ということであれば、この件についてはそろそろ終わりにいたします。

あとは、事務局の方から報告があるということですので、その点についてお願いしたいと思います。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） その前に、きょうの議論の確認でございますけれども、きょうの皆さん方の話も半分以上は検証の中身に入り込んでいると思います。そういう意味では、検証の前のいろいろな意見のやりとりですけれども、最後に答申書をまとめるときには、きょう出た意見もある程度反映できるような形に持っていきたいと思っております。

きょうは四つの視点を提示させていただきましたが、先ほど申しましたように、これは、あくまでも子どもの権利に関する推進計画の基本の柱を四つ整理させていただいて、その計画に出ている内容を少し抽象的に述べさせていただいたということで、基本的には視点1から視点4については子どもの権利委員会の範疇という認識であります。ただ、先ほどご意見をいただきましたが、これは分野で分けたような視点ですので、生まれてから高校生、もしくは、子どもの権利条例が18歳までですので、18歳を一区切りとして、そういう時間軸でそれぞれの視点を区切ったときにどんな議論ができるのか。ただ、それを全部やっていると5年ぐらいかかりそうな気がしますので、きょうの議論も踏まえて、ちょっと足りないな、欠けているなという分野のテーマがありましたので、そういったものをつけ加えて、再度、次回の5月に提示させていただきたいと思います。

先ほど、今後のスケジュールでもお話しさせていただきましたが、5月は、子どもの権利について23年度の1年間でどういう取り組みをしたかという報告もさせていただきますので、その報告も踏まえてご意見をいただければと思います。H委員にもご心配をいただきましたけれども、議論が3カ月に一遍ぐらいでやるとかなりタイトになってくる可能

性もあると思います。そういう意味では、次回は、今回の視点でお示しさせていただきましたものをちょっと修正して、こういう進め方で行っていかということを一たんお諮りして、その後、もし時間があれば、具体的なテーマについて入らせていただきたいと思います。例えば、今回は、順番で言えば最初はいじめ、不登校ですけれども、そういったものについても具体的に話をしながら取り上げさせていただきたいと思っておりますので、それを前提に準備をさせていただきたいと思っております。

そういう意味では、次回も事前に送らせていただきますが、何かあれば委員会の前にご意見をいただいても結構ですので、お願いしたいと思います。

もう一つ、先ほど、録音をしているので議論がしづらいというご意見がございました。この委員会自体、オープンでやっているというのが原則です。ただ、不適切とは言いませんけれども、やはり、表現としていかがというようなことも全くないわけではありません。そういう場合も含めて、事前に事務局の方にご相談いただければと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長 どうぞ。

○H委員 前の委員会でもそうでしたけれども、結構タイトなスケジュールの中で皆さん動いていらっしゃるのです、例えば、今度の施策の試案のようなものができた段階で、各委員に事前に配付し、意見をもらうみたいなことを、文書でもいいし、メールでもいいですし、そのようにした方がいいと思います。5月の直前に見て持ってくるよりは、ある程度は事前検討ができた方がいいと思います。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 先日、1週間と言いましたけれども、それは、フレームがある程度決まって具体的にするのは1週間というのはいいと思いますが、今回は、場合によってはもう少し議論が必要かもしれませんので、早目に意見を集めて、その結果も踏まえて次回の5月の委員会に出したいと思っております。ご協力をよろしくお願いたします。

○委員長 それでは次に、事務局から報告をお願いします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 簡単にご報告だけさせていただきます。

先ほど、参考資料として4種類ほど配らせていただきましたが、参考資料4のさっぽろ子ども未来プラン（後期計画）の改定について、若干ご説明させていただきたいと思えます。

さっぽろ子ども未来プランは、もともと厚生労働省がその仕組みをつくって、それぞれの自治体で子育ての計画をつくるということで、平成17年から前期計画、後期計画は平成22年ということで、現在は平成22年から平成26年度の5年間の計画をまとめたものを後期計画ということで整理させていただいております。ただ、実際に札幌市の市長選があつて、昨年12月に札幌市が今後4年間において重点的に進める施策をまとめた第3次札幌新まちづくり計画、これは平成23年度から平成26年度の4年間の計画です

けれども、これを策定したことに伴って、当初の後期計画になかったものについて、今回、新規あるいは拡充ということで取り上げさせていただいた部分を資料としてお示しさせていただいてところです。

子ども未来プランと子どもの権利に関する推進計画の両方がございますけれども、子ども未来プランはある意味で札幌の子育ての基本となる計画でございます、これがすべてのもとになっております。そういう計画の中で、子どもの権利という視点から、具体的には、子どもの体験活動の充実、子どもの参加という視点から、子どもの権利を保障しているという視点で推進計画を整理しております。いずれも密接に関係している計画でございますので、今回、配付させていただきました。

今回は、改訂版ということで改訂部分しかお配りさせていただいていないのですが、本書は別でございます。前回配付させていただきましたものから変わった部分を別にお配りさせていただいたところでございます。

個別の事業の説明は省かせていただきますが、端的には新規や拡充というところが変わった部分としてご理解いただければと思います。特に、子どもの施策というのは市の施策の中でも中核を担う部分でもございますので、26年度までの計画ということにはなっていますけれども、我々もできることは速やかに対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しては、何か質問はあるでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、本日予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

次回も施策の検証となりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

○事務局(野島子ども未来局子どもの権利推進課長) 後日、改めてお手紙でご連絡させていただきたいと思ひますが、実は、きょう退席されました副委員長が、弁護士活動の一環の中で、1期目の委員の皆様方にはお配りさせていただいたのですが、非行少年の問題を通して子どもの権利について考える冊子を配らせていただきました。この緑の冊子です。まだ送付していない2期目の委員の皆さんには、今、冊子を追加でお願いしていますので、届き次第、送付させていただきたいと思ひます。1期目の皆さんにも配らせていただいて、我々もいろいろなところに配らせていただいたのですが、子どもの権利について非常にわかりやすいというご評価をいただいております。

また、前回、講演会をされた坪井節子先生の講演を、今回はシンポジウムのような形になるみたいですが、5月15日か5月19日のあたりで改めて実施したいというご連絡を副委員長からいただきました。そういうことであれば、せつかくのこの機会に子どもの権

利委員会の皆さんにもご案内を差し上げたいと思いますので、正式に決まりましたら、後日、お手紙を差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○委員長 それでは、これもちまして、本日の委員会を終了させていただきたいと思えます。

多分、帰るころには寒くなっていると思いますので、くれぐれも滑って転ばないように、十分気をつけてお帰りください。

では、終わりにいたします。

以 上